

2017
4.1

市報

ひがしまつしま

東松島市がより暮らしやすいまちになるために。市民の皆さんが快適に生活できる環境づくりを進めるのが市役所の仕事です。18歳から60歳代まで幅広い年齢層の職員が一丸となって、復興まちづくりをはじめ、市民協働、地方創生など山積する社会課題の解決に向けて取り組んでいます。

今号の特集では、「市役所の仕事本音トーク会」と題し、4人の女性職員から仕事に対する思いや、やりがい、魅力などを語ってもらうとともに、市と関わりのある有識者からお話をいただきます。また、採用・人事に関する情報などもお知らせします。



図書館は、市民の憩いの場を目指しています。

Civic Affairs Division (市民課)



市民の皆さんが親しみやすく、頼りがいのある職員を目指しています。

Disaster Management Division (防災課)



はっきりと、丁寧に、伝わりやすいように心がけています。

Character



職員は毎朝、市民憲章を朗読しています。

Reconstruction Policy Division (復興政策課)



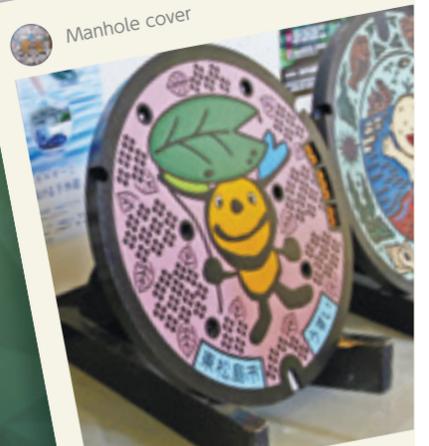
各々の仕事が忙しいなかでも、助けを求めれば手を差し伸べてくれる上司や同僚がいます。

Construction Division (建設課)



「災害に強いまちづくり」を念頭に日々の業務に取り組んでいます。

Manhole cover



住みよいまちづくりイキイキ活躍！

輝け、若手職員たち

特集 市役所若手職員のお仕事紹介と採用・人事情報

市報
ひがしまつしま
No.216

- 特集 市役所若手職員のお仕事紹介と採用・人事情報 ----- P2~P3
- 東松島市長選挙・東松島市議会議員一般選挙のお知らせ ----- P4~P5
- まちの情報広場 --- P6~P8
- 市民協働のまちづくり ----- P9
- City View ----- P10~P11
- もっと知りたい!ひがしまつしま -- P12~P13
- 知っ得情報 ----- P14~P17
- ヘルシーインフォメーション ----- P18
- 戸籍のまどほか ----- P19
- 市民のカレンダー ----- P20



市役所の仕事 本音トーク会

今担当している仕事は何ですか？



鈴木佳乃

建設課の技師として、住宅の耐震化補助に関する業務や公共建築物の設計・工事の監督業務などに携わっています。自分が担当した建物が完成したときは、苦勞が報われた思いでした。建築職・土木職だと、はっきりと目に見える形としてできあがるので、やりがいがあります。



渥美麻友

仕事は図書館カウンター業務やイベントを計画したり、施設管理などさまざまです。市民の皆さんとやり取りする中で、顔を覚えてもらえるとうれしいです。



門岡真紀

私は集団移転に関する業務を行っています。自分の仕事が少しでも誰かの役に立つことができたら、という思いで仕事をしています。



櫻井梨絵

戸籍等の窓口や関連事務を行っていますので、住民の方と直接お話をする機会が多いです。それぞれに合った手続きや思いをくみ取れるように気を配っています。「ありがとう」の言葉をいただけることが、やりがいにつながっています。

職場の雰囲気はどうですか？



門岡真紀

分からないことについて先輩に聞くと、しっかりと教えてもらえます。とても仕事がしやすいと思います。



渥美麻友

市役所は堅そうな印象でしたが、面倒見の良い人が多くいると感じました。



鈴木佳乃

堅さもあり、アットホーム感もありますね。



門岡真紀

仕事の様子や体調なんかも、さりげなく気にかけてくれたり、年休などの相談をしやすい環境です。



櫻井梨絵

仕事などの悩みを親身に聞いてくれたり、ご飯に誘ってくれる先輩や同僚がいます。

普段気をつけていることはありますか？



櫻井梨絵

笑顔で柔らかい、ゆっくりした口調で話すことを心がけています。



渥美麻友

市民の皆さんに寄り添えるように意識しています。



門岡真紀

今自分がやるべきことなどの優先順位を考えています。



鈴木佳乃

上司・先輩への「ほう(報告)れん(連絡)そう(相談)」です。当たり前のことをそれ以上にこなせる職員になりたいです。



門岡真紀

私も、奥松島などの豊かな自然や美味しいものを食べながら、職員として成長していきたいです。



東 日本大震災からの復興に向けて、まちのため、市民の皆さんのために働く東松島市職員たち。よりよいまちづくりに向けて住民ニーズを考えながら業務に取り組んでいます。そんな職員たちは普段どのようなことを考え、仕事のどついった部分にやりがいや魅力を感じているのでしょうか。

これから市役所への入庁を目指す若い世代の皆さんのために、ここでは女性若手職員による「本音トーク」を紹介します。また一般社団法人東松島みらいとし機構の専務理事を務めている大村道明さん(東北大学大学院農学研究所先端農業研究センター助教)から「求められる職員像」について語っていただきました。

市役所若手職員による 本音トーク会

平成24年入庁

市民課
さくらい 梨絵



平成26年入庁

図書館
あつみ 麻友



平成26年入庁

建設課
すずき 佳乃

平成28年入庁

生活再建支援課
かどおか 真紀



※所属は平成29年3月時点。

教えて人事さん

■職員採用全般に関する問
総務課人事班 ☎内線1213

Q 東松島市では、どのような職種を募集していますか？

A 大きく分けると、行政職と技術職に分かれています。行政職は、一般的な行政事務に従事するほか、税務・用地交渉・施設管理などの業務にも携わります。技術職は、保健師・学芸員・保育士・建築・土木・司書に分けられ、それぞれ専門分野で活躍しています。

Q 採用情報に、任期付や臨時職員とありますが、普通の職員との違いはありますか？

A 震災からの復旧・復興業務のために急増した業務などに対応するため、一定の期間のみ採用されているのが任期付職員です。任期は2年で、最長5年となっています。臨時職員は、人手不足等の理由で臨時的に雇用する職員で、任期は6か月で、場合によっては更新1回、最大で1年間勤務が可能です。そのほか、非常勤職員という、専門的知識を要する場合に雇用される職員もいます。任期は1年で、5年まで延長可能です。

Q 勤務条件を教えてください。

A 初任給は、下表のとおりです。

上級(行政・保健師・学芸員)	178,200円
中級(保育士)	158,800円
初級(行政・障がい者・建築・土木)	146,100円

※社会人経験者には職歴加算がつくなど、各々の経歴によって異なります。
期末・勤勉手当(ボーナス)が年2回、そのほか諸手当(通勤状況・住まいの状況・家族の状況・勤務状況などに応じて、通勤手当、住居手当、扶養手当、超過勤務手当など)が支給されます。
休暇は、年次有給休暇(年間20日間)のほか、夏季休暇、病気休暇、結婚休暇、出産休暇、介護休暇などの休暇制度があります。また、育児休業制度、育児短時間勤務制度、自己啓発等休業制度、配偶者同行休業制度などもあります。

Q 採用情報や試験情報を教えてください。

A 採用は、年度ごとに職種も募集人員も異なります。試験に関しても、その年ごとに異なります。直近3年の現状は以下のとおりです。

	募集職種	募集人数	応募者数	合格者
平成26年度	上級(行政)	14人程度	77人	9人
	中級(保育士)	5人程度	18人	7人
	初級(行政)	5人程度	35人	6人
平成27年度	上級(行政)	5人程度	56人	6人
	中級(保育士)	4人程度	16人	6人
	初級(行政)	3人程度	24人	3人
平成28年度	上級(行政)	2人程度	22人	2人
	中級(保育士)	1人程度	8人	1人
	初級(行政)	1人程度	9人	1人

東松島市職員の皆さん

日本大震災の後、東松島市職員の皆さんは、まちの復興プロセスや進ちょく、取り組みなどを国や県の専門家・役員、ひいては海外にも広く発信するという重要な役割も担うようになりました。昨年の熊本地震発災後には、被災地に災害復旧の応援に向くなど、培った知識と経験を遺憾なく発揮しています。このように市職員が市役所の外に出てあらゆる場面で活躍することは、まちの未来にとってプラスに働くと思います。

市は今後、震災復興で増えてしまった歳出部分を何らかの方法で補い、また限りある財源を確保していかなければなりません。その一方で歳入を増やすためには、やはりクリエイティブな仕事ができる若手職員の力が必要不可欠です。

では、「クリエイティブな若手職員」とはどんな人を指すのでしょうか。市の将来像を語ることはもちろん、まちの魅力を外部にしっかりと伝えられるプレゼンテーション能力や表現力、コミュニケーション能力の高さを持つ人だと私は思います。それと、どれほどの郷土愛を持って仕事にあたっているかなどの部分も重要になってくるでしょう。

県や国、海外など地域外の方々は、復興に向けて突き進む東松島市で、いまだにだけ新しいことが巻き起こっているのか、またそれがどれだけ素晴らしいことなのかなど、多くの事例を知りたがっています。それらにしっかりと対応し、つながりを作っていけば、新たな歳入を生む可能性が出てくるのでは。私はそう考えます。

まちの未来を支える職員とは

一般社団法人東松島みらいとし機構
おおむらみちあき
大村道明専務理事
東北大学大学院農学研究科
東北復興農学センター助教

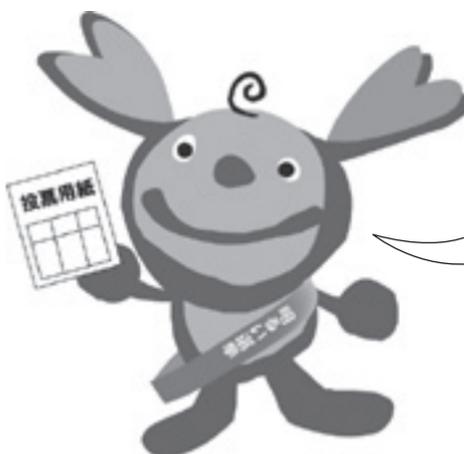
～行かないの?? 未来を変える このチャンス～ 東松島市長選挙・東松島市議会議員一般選挙のお知らせ 投票日は4月23日(日)です

東松島市長選挙・東松島市議会議員一般選挙が、下記の日程で執行されます。
今回の選挙では、東松島市長選挙と東松島市議会議員一般選挙の2つの投票が行われます。
※いずれの選挙も、立候補者が定員を超えない場合は無投票となります。
投票日当日、投票所で投票できない方は、期日前投票をご利用ください。

- 告示日 4月16日(日)
- 投票日 4月23日(日)
- 投票時間 7時～**19時**

※今回の選挙での投票日当日の投票終了時間は、開票結果を選挙人の皆さんへ少しでも早くお知らせするため、通常の選挙より投票終了時間が**1時間繰り上げ**になります。

- 開票 4月23日(日) 20時15分から(予定)
- 開票場所 東松島市民体育館
(住所:東松島市小松字上浮足164、矢本第一中学校北隣)



この選挙は、ふるさと東松島の復興と地方創生のために必要な選挙です。棄権しないで、みなさんそろって投票しましょう。

投票所入場券を送ります

投票所入場券は選挙人(投票できる方)1人に1枚ずつ、世帯ごとに住民登録されている住所に郵送します。

■投票できる方(次の要件を満たし、市の選挙人名簿に登録されている方)

- (1) 平成11年4月24日以前に生まれた方
- (2) 平成29年1月15日以前に転入届をし、引き続き市の選挙人名簿に登録されている方

※投票(当日投票または期日前投票)するまでに市外に転出された方は投票できません。

なお、入場券を紛失したり、届かなかった場合でも投票所において選挙人名簿に登録されていることが確認できれば投票することができます。

入場券は、平成29年3月27日現在で調製した選挙人名簿に基づいて作成しているため、入場券作成後にお亡くなりになられた方や同一世帯で住所を異動された方などにも届く場合がありますので、ご了承ください。

投票日に投票できない方は、期日前投票をしましょう

投票日当日、投票できない場合は期日前投票ができます。

投票日に、仕事・旅行・入院などで投票できない方のほか、自営業の方やレジャーなどの私用であっても期日前投票ができます。

※期日前投票時点で18歳未満の方(選挙人名簿に登録されている方)は不在者投票を行うことになります。

●期日前投票期間 4月17日(月)～22日(土)

●期日前投票時間 8時30分～20時

※4月19日(水)～21日(金)は、市役所本庁舎1階101会議室でのみ、22時まで行います。

●期日前投票場所 市役所本庁舎1階101会議室

鳴瀬保健相談センター(鳴瀬庁舎1階)リハビリ室

※どちらの期日前投票所でも投票できます。

滞在先での不在者投票

選挙期間中、他の市区町村に滞在している方は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で不在者投票ができます。

「宣誓書(兼請求書)」の記入・提出が必要となりますので市選挙管理委員会にあらかじめご請求いただくか、市のホームページから様式をダウンロードしていただき、必要事項を記入のうえ、市選挙管理委員会に郵送してください。滞在先へ投票用紙などを郵送します。

※郵送による数回のやり取りになるため、早めに請求してください。

代理投票などのお知らせ

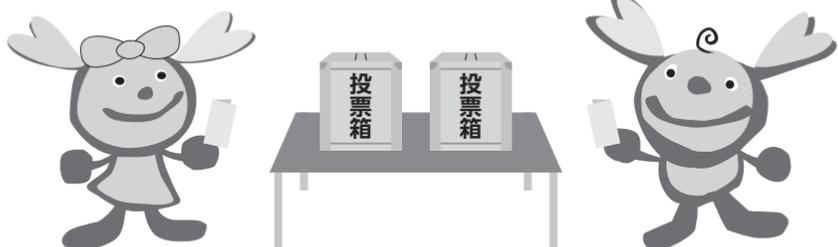
手にけがなどをして投票用紙の記入が困難な場合は、投票所係員2人が代筆・立ち合いを行う代理投票ができます。投票の秘密は厳守されますので、投票所の係員に申し出ください。目の不自由な方は、点字投票ができますので、投票所の係員に申し出ください。

船員で選挙人名簿登録証明書の交付を受けている方は、その証明書をお持ちください。

市内で転居された方が投票できる場所

選挙人名簿は住民基本台帳をもとに調製されます。住民登録を移さずに市内に一時的に避難されている方や仮設住宅などにお住まいの方は、元の住所地の投票所で投票することになります。

※市内で転居し、住民登録(住民票)を移した方で、3月28日以降に転居の届出をされた方は、転居前の投票所での投票となります。



平成29年4月23日執行 東松島市長選挙・東松島市議会議員一般選挙における 投票所(投票区)のお知らせ

第1投票区
上町地区集会所

行政区等
上町一、上町二、上町三、駅
前、北区官舎

第2投票区
矢本西市民センター

行政区等
河戸、四反走、西新町、上河戸、上河戸三、
上河戸四、小松南一、反走、道地の部、立沼

第3投票区
矢本保健相談センター

行政区等
上河戸二、若葉、大溜、東大溜、あおい、二、三

第4投票区
下町地区学習等供用施設

行政区等
下町一、下町二、下町三、下町四、
下町五、作田浦、下浦

第5投票区
関の内地区学習等供用施設

行政区等
関の内一、関の内二、関の内三、南
浦、宿舎、自衛隊、矢本運動公園
内、仮設住宅

第6投票区
鹿妻地区学習等供用施設

行政区等
鹿妻一、鹿妻二、道地の一部

第7投票区
小松地区学習等供用施設

行政区等
上小松、沢田、前里、手招、
前柳

第8投票区
農村婦人の家

行政区等
下小松、谷地、五味倉

第9投票区
大曲地区学習等供用施設

行政区等
貝殻塚一、貝殻塚二、貝田、
筒場

第10投票区
横沼地区学習等供用施設

行政区等
上納、横沼東、横沼西、横沼一、横沼二
(矢本運動公園内仮設住宅を除く)、高田、
上浜一、上浜二、上浜三、下浜一、下浜二

第11投票区
北赤井地区学習等供用施設

行政区等
照井、御下、中東、寺、六槍、
八幡、裏、横関

第12投票区
南赤井地区学習等供用施設

行政区等
南一、南二、南五、南六、南新
一、南新二、南四、南緑

第13投票区
川前集会所

行政区等
南三、新川前、柳西

第14投票区
柳地区集会所

行政区等
柳北、柳上、柳下

第15投票区
大塩市民センター

行政区等
表(グリーンタウンやもと仮
設住宅を含む)、中、小分木、大島

第16投票区
塩入担い手センター

行政区等
小松台、塩入、裏一、裏二

第17投票区
小野地区学習等供用施設

行政区等
小野上、小野下、根古、
高松、新田

第18投票区
西福田下地区センター

行政区等
西福田下、西福田上、肘曲

第19投票区
川下公民館

行政区等
上下堤、川下(ひびき工業
団地仮設住宅含む)

第20投票区
牛網地区学習等供用施設

行政区等
往還上、往還下、平岡

第21投票区
野蒜市民センター

行政区等
浅井中下、新町、亀岡東、亀岡西、亀岡
南、野蒜ヶ丘一、二、三、東名、新東名、大塚

第22投票区
宮戸市民センター

行政区等
里北、里南、月浜、大浜、室浜

※投票日当日は、投票所入場券に記載された投票所で投票
してください。

■問 東松島市選挙管理委員会事務局(市役所内)
☎82-1111 内線1205・1206・1215
市選挙管理委員会ホームページ
URL:<http://www.city.higashimatsushima.miyagi.jp/senkyo/index.html>

まちの情報広場

問い合わせ 東松島市役所 ☎82-1111
代表FAX 0225-82-8143
(東松島市内での固定電話の市外局番 0225)

教育長インタビュー 第5回 (完)

～地方創生～教育が充実しているまちへの取り組み

多彩な文化活動で心の復興を

東松島市では、感性豊かな教育と文化のまちをつくることを基本方針とし、「子どもたちを健やかに育むまちづくり」「地域ぐるみで子どもたちを育てる体制づくり」に重点を置いています。これからの教育のあるべき姿について、工藤昌明教育長と有識者の皆さんとの対談を掲載します。最終回の今回は、東松島市芸術文化振興会理事長の土井正さんとの対談をお届けします。

東松島市芸術文化振興会
土井正 理事長



工藤教育長 土井さんはハラハラシンガーズでのリーダーとして活躍している、すばらしい歌声の持ち主です。子どもの頃から歌が上手だったのですか。

土井理事長 子どもの頃から歌うことは大好きでした。中学生の頃は有志を集めて管内のなかよし音楽会に出演したり、先輩を送る会では、はなむけの歌として同級生の女の子と「いつでも夢を」(橋幸夫、吉永小百合)を披露したり。当時は加山雄三が流行していたので、作曲もしました。

工藤教育長 本格的に合唱に取り組まれたのは何かきっかけがあったのですか。

土井理事長 20歳の成人式の時に、実行委員会のメンバーで「何かアトラクションをやろうか」という話になり合唱団を結成しました。その時にできたのが、来年50周年を迎える「矢本コーラス愛好会」。きっかけと言えばこれだと思います。全国大会で優勝を収めたこともあります。当時は合唱だけでなく、郷土芸能も盛んで活気にあふれていました。

工藤教育長 そんな土井さんは、手代木四郎理事長の後、2代目の芸術文化振興会理事長を引き受けられました。今後のビジョンをお聞かせください。

土井理事長 「一流の文化」を皆に肌で感じてもらう、その機会を創出する使命があります。クラシックコンサートや弦楽四重奏など音楽の真髄に迫るイベントを多く催していきたいです。また市民文化祭でも、もっと多くの皆さんに参加してほしいです。互いが頑張っていることを発表し合い、交流を図ることで市民の文化レベルは向上していくものと考えます。子どもたちも学校単位だけでなく、ぜひ個人でも参加して自主性を育んでほしいですね。もちろん展示でも音楽でも舞踊でも部門は何でも構いません。

工藤教育長 矢本コーラスのほか、27年に開講した少年少女合唱教室の方でも指導をされていますね。感想はいかがですか。

土井理事長 子どもたちの吸収力や記憶力は本当にすごくて、感動を覚えるほどです。これからの成長が楽しみです。個人個人の力を引き出してあげられるように、私も頑張らなければいけないなと感じているところです。ぜひ子どもたちには今のまま、のびのびと歌って、合唱の楽しさを感じてほしいと思います。また、子どもたちの年代に近い、30歳代ぐらいの指導者にも出てきていただき、一緒に指導に当たってほしいとも思っています。

工藤教育長 市民が文化活動に参加しやすい環境づくりを進め、市民満足度を向上させることが文化行政の役割だと考えています。本市の現状を踏まえ、本市の文化行政などに提言があればいただきたいと思っています。

土井理事長 文化活動の充実は、市民の心の復興につながると思います。皆に前に出てきてもらう、自分の取り組んでいることを紹介し、知ってもらい、理解し合う。その相乗効果で復興につながるはず。震災後、国内外のさまざまな団体が東松島市に駆け付け、多岐にわたる文化活動で励ましてくれました。支援に報いるためにも、私たちが自立した姿を外に発信していく必要があります。皆でまちの文化を盛り上げていければうれしいです。

■問 教育総務課教育総務班
☎内線12555

東松島市母子・父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業のお知らせ

ひとり親家庭の親が、就労に結びつきやすい資格を取得するために養成機関にて修学する際に、その期間中の生活の不安を解消し、安定した修業環境を提供することを目的として、高等職業訓練促進給付金および高等職業訓練修了支援給付金を支給します。

■対象

東松島市内に居住する母子家庭の母または父子家庭の父(母子及び寡婦福祉法第17条に規定する配偶者のない者で、現に20歳に満たない者を扶養しているもの)で、次の4つの要件を満たす方

- 1.東松島市で児童扶養手当を受給していること、または同様の所得水準にあること。
- 2.修業年限1年以上の養成機関において一定の課程を修業し対象資格の取得が見込まれること。
- 3.就業または育児と修業の両立が困難であると認められること。
- 4.過去に高等職業訓練促進給付金および高等職業訓練修了支援給付金を受給したことがないこと。

■対象となる資格

- ・看護師(準看護師を含む)
- ・理学療法士
- ・歯科衛生士
- ・介護福祉士
- ・保育士
- ・美容師
- ・作業療法士
- ・製菓衛生師
- ・社会福祉士
- ・調理師

■支給額

課税状況	高等職業訓練促進給付金(月額)	高等職業訓練修了支援給付金(養成期間終了後に支給される給付金)
市民税非課税世帯	100,000円	50,000円
市民税課税世帯	70,500円	25,000円

※支給額の判定(課税世帯・非課税世帯の判断)においては、世帯分離の有無に関わらず、生計を一にしている家族・親族全員が判定の対象となります。詳しくは問い合わせください。

■申請について

必ず事前相談を行ってください。事前相談後、申請書等を提出ください。審査後、支給決定の際は「支給決定通知書」を郵送します

■提出書類

- 高等職業訓練促進給付金等支給申請書
- 世帯全員分の戸籍謄本(全部記載)
- 世帯全員分の住民票謄本(全部記載)
- 養成機関の在籍証明書、または合格通知書など
- 児童扶養手当証書の写し(遺族年金受給者は年金証書の写し)
- 申請者の個人番号(マイナンバー)を確認できるもの

■問・申し込み 子育て支援課子育て支援班 ☎内線1184

まちの情報広場

問い合わせ 東松島市役所 ☎82-1111

代表FAX 0225-82-8143

〈東松島市内での固定電話の市外局番 0225〉

平成29年度東松島市国民健康保険医療費の一部負担金免除を実施

市では、下記の方を対象とした医療費の一部負担金免除措置を平成29年度も実施します。要件に該当する方には免除証明書を3月末までに郵送しています。
※申請は必要ありません。ただし、市外で被災し、市内に転入した方や、大規模半壊以上の家屋被災を受けていない方のうち、主たる生計維持者が罹災で死亡・行方不明の方で該当する方は、申請が必要ですのでご了承ください。
※東松島市から他市町村へ転出する場合、転出先の市町村では実施していない場合がありますので、転入手続きを行う際に確認してください。

■対象

- ①大規模半壊以上(半壊でやむを得ず解体した場合を含む)の被災を受けた世帯で住民税非課税の世帯
- ②主たる生計維持者が死亡・行方不明で、住民税非課税の世帯

■期間 4月1日(土)～平成30年3月31日(土)

※平成28年度の課税状況により、4月1日～7月31日までの免除証明書を交付します。8月1日以降については、平成29年度の課税状況に基づき判定し更新します。

■問 市民課保険年金班 ☎内線1119

東松島市結婚新生活支援事業補助金のお知らせ

市では、経済的な理由から結婚に踏み出せない男女を後押しすることにより、地域における少子化対策の強化を図るため、新婚世帯に対して住居の購入費用や賃貸住宅の契約に係る経費、引越費用などの一部を助成します。

■補助の対象者…次のすべてに該当する世帯

- (1)平成29年4月1日から平成30年2月28日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦。
- (2)夫婦合算した所得額が340万円未満であること(ただし、婚姻を機に離職した場合は、離職した者の所得を0円として算出する。また、貸与型奨学金を返済している場合は、その年間返済額を所得から差し引いて算出する)。
- (3)対象となる住居が東松島市内にあること。
- (4)補助金の申請時点で夫婦の双方または一方の住民票が対象となる住居にあること。
- (5)生活保護による住宅扶助や、その他の公的制度による家賃補助などを受けていないこと。
- (6)夫婦双方が東松島市暴力団排除条例(平成24年東松島市条例第44号)第2条第4号に規定する暴力団員などに該当しないこと。
- (7)過去にこの補助金を受けた者がいない世帯であること。
- (8)市税の滞納が無い世帯であること。

■申請期限 平成30年2月28日(水)まで

■対象経費 平成29年1月1日から平成30年2月28日までの期間において発生した以下の経費

- ①住居費…婚姻を機に新たに物件を購入した費用、または賃貸した住宅に係る賃料、敷金、礼金(補償金などこれに類する費用を含む)、共益費、仲介手数料の費用を合算した額(勤務先から住宅手当が支給されている場合は、その額を差し引いた額)。
- ②引越費用…婚姻を機に引っ越しを行った際に引越業者や運送業者に支払った費用。

■補助金額 住居費と引越費用を合算した額を、1世帯あたり24万円を上限に補助する(1,000円未満は切り捨て)。

■申し込み 申請書に次の書類を添えて、子育て支援課まで提出してください。

- ①新婚世帯の所得証明書(申請時において最新のもの)
- ②夫婦が記載されている戸籍謄本(婚姻後の夫婦の本籍地が東松島市以外の場合)
- ③貸与型奨学金の返還額が分かる書類(貸与型奨学金を返済中の場合)
- ④物件の売買契約書(物件の購入により住居費を申請する場合)
- ⑤物件の賃貸借契約書または賃貸借に係る見積書(物件の賃貸借により住居費を申請する場合)
- ⑥住宅手当支給証明書(給与所得者全員分__様式は担当課で配布)(物件の賃貸借により住居費を申請する場合)
- ⑦住居費に係る領収書
- ⑧引越費用に係る領収書
- ⑨このほか、市長が必要と認める書類

■問 子育て支援課子育て支援班 ☎内線1456・1420

「介護保険利用者負担額免除認定」期間延長のお知らせ

●介護保険サービスを利用する東日本大震災の被災者の皆さんへ

平成29年4月1日以降も、引き続き、介護保険サービスの利用者負担額の減免が受けられます。免除を受けることができる期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までです。

※平成28年度の課税状況により、4月1日～7月31日までの免除認定証を交付します。8月1日以降については、平成29年度の課税状況に基づき判定し更新します。

●すでに介護保険サービス利用者負担額免除の認定を受けている方 免除の「更新」申請は不要で、自動更新になります。

●新しい介護保険利用者負担額免除認定証の発送 平成29年3月下旬に発送しています。

●対象

- ①大規模半壊以上(半壊でやむを得ず解体した場合も含む)の被災を受けた世帯で、住民税非課税の世帯
- ②主たる生計維持者が死亡・行方不明で、住民税非課税の世帯

■問 福祉課高齢介護班 ☎内線1187

「歯つらつファミリーコンクール」 「8020よい歯のコンクール」表彰応募者募集

宮城県では、歯科保健の大切さを広く啓発するためにコンクールを開催します。審査発表および表彰日程については後日応募者にお知らせします。

○歯つらつファミリーコンクール

■対象 平成28年4月～平成29年3月に3歳児健診を受けた幼児とその家族(父母兄弟)、どちらもむし歯のなかった方。

- ①親と子の部②ファミリーの部があります。応募いただいた方に、コンクールの詳細や審査内容などについてお知らせします。

■申し込み 4月10日(月)まで下記に申し込みください

■問・応募先 健康推進課健康支援班 ☎内線3117・3118

○8020よい歯のコンクール

■対象 平成29年6月4日現在満80歳以上で現在歯が20本以上(治療完了)で健康状態良好な方

■応募方法 官製ハガキまたはFAXに、住所・氏名(フリガナ)・生年月日・年齢・電話番号・かかりつけ歯科医院または最寄りの歯科医院を記入のうえ、4月14日(金)まで下記応募先に申し込みください

■問・応募先 宮城県歯科医師会「コンクール事務局」

〒980-0803 仙台市青葉区国分町1丁目5-1
☎022-222-5960 FAX:022-215-3442

東松島市内の放射線測定

市では現在、市役所本庁舎西側通用口付近に、国の放射線測定可搬式モニタリングポストを設置していることから、この測定結果を掲載します。

空間放射線線量率調査結果(市役所西側通用口付近 地上1m:午前8時現在)						
測定月日	3月18日	3月19日	3月20日	3月21日	3月22日	3月23日
測定値(単位:μSv/h)	0.030	0.030	0.030	0.031	0.030	0.030

※原子力規制委員会のホームページでリアルタイムの測定結果を公表しています。

URL:<http://radioactivity.nsr.go.jp/map/ja/>

■問 環境課環境班 ☎内線1153

住宅再建(新築・改修)をお手伝いする相談窓口休止のお知らせ

■日時 4月中旬まで

■場所 東矢本駅前のモデル住宅(住所:東松島市矢本字下浦196-1)

■内容 スマートハウス内の相談窓口について、29年度の準備のために3月24日をもって休止しています。窓口の再開については、市報などで改めてお知らせします。

常駐のスタッフが不在になりますので、見学・利用を希望される方は事前に下記までご連絡ください。(開館時間10時～16時 毎週水曜日休館)

■問 復興政策課リーディングプロジェクト推進班 ☎内線1242

まちの情報広場

問い合わせ 東松島市役所 ☎82-1111
代表FAX 0225-82-8143
(東松島市内での固定電話の市外局番 0225)

平成29年度市税などの納期限

税目など	納付書 発送日 (予定)	平成29年										平成30年			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
市県民税	普通徴収	6月15日			第1期		第2期		第3期			第4期			
	特別徴収	5月15日	平成28年度課税3月分	4月分	5月分	平成29年度課税6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
			4月10日	5月10日	6月12日	7月10日	8月10日	9月11日	10月10日	11月10日	12月11日	1月10日	2月13日	3月12日	4月10日
固定資産税	5月15日		第1期		第2期					第3期		第4期			
			5月31日		7月31日					11月30日		1月4日			
軽自動車税	5月15日		全期												
			5月31日												
国民健康保険税	7月14日				第1期	第2期		第3期	第4期	第5期		第6期	第7期	第8期	
					7月31日	8月31日		10月2日	10月31日	11月30日		1月4日	1月31日	2月28日	
後期高齢者医療保険料	7月14日				第1期	第2期		第3期	第4期	第5期		第6期	第7期	第8期	第9期
					7月31日	8月31日		10月2日	10月31日	11月30日		1月4日	1月31日	2月28日	4月2日
介護保険料	7月14日				第1期	第2期		第3期	第4期	第5期		第6期	第7期	第8期	
					7月31日	8月31日		10月2日	10月31日	11月30日		1月4日	1月31日	2月28日	

■問 税務課住民税班 ☎内線1135~1139・1147 税務課固定資産税班 ☎内線1131~1134

宮野森小学校新校舎見学会

下記の期間は、宮野森小学校新校舎を自由に見学できます。市民の皆さんどなたでも、ぜひお越しください。※職員による案内はありません。

■期日 4月25日(火)~27日(木)、
5月1日(月)・2日(火)

■時間 15時~16時30分

■問 宮野森小学校(教頭:三品) ☎88-3877



臨時福祉給付金(経済対策分)に関するお知らせ

消費税率引き上げに伴う負担軽減のため、暫定的・臨時的な措置として「臨時福祉給付金(経済対策分)」を支給します。

■給付対象者

次の①・②のいずれにも該当する方が対象となります。

①基準日(平成28年1月1日)において、東松島市の住民基本台帳に登録されている方

②平成28年度分の市民税(均等割)が課税されていない方
ただし、以下の場合は対象外となります。

・ご自身を扶養している方(16歳未満の方は生計を一にする保護者)が課税されている場合(扶養の中には、地方税法の規定による控除対象配偶者、扶養親族の他、配偶者特別控除における配偶者、青色事業専従者及び白色事業専従者を含みます)

・生活保護受給者、中国人残留邦人等に対する支援給付受給者などとなっている場合

・給付金の支給決定がされる前に亡くなられた場合。

■給付額 給付対象者1人につき15,000円

■臨時福祉給付金の申請

対象と思われる方には、4月下旬に申請書等を福祉課より郵送します。平成29年5月1日以降に申請を行ってください

※この給付金について、市役所から市民の皆様へATM操作をお願いすることはありません。市の職員をよそおった「振り込み詐欺」や「個人情報の搾取」にご注意ください。

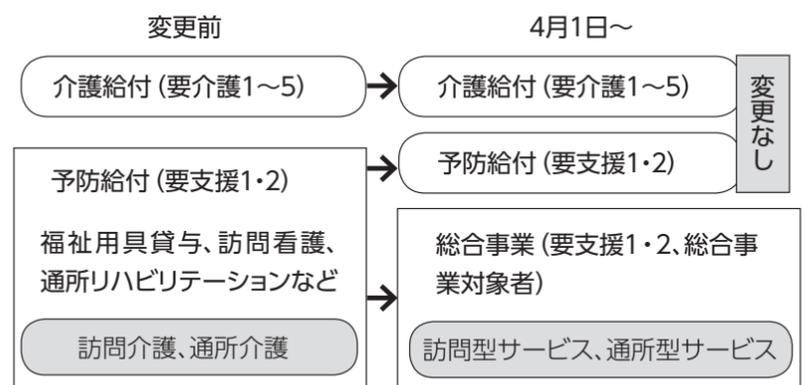
■問 臨時福祉給付金実施本部 事務局:福祉課福祉総務班
☎内線1173・1174

介護予防・日常生活支援総合事業が始まります

4月から、介護予防・日常生活支援総合事業(以下、総合事業。)が始まります。総合事業は、介護保険法の改正により創設された事業で、介護予防給付として要支援1・要支援2の方が利用している、全国一律の介護予防訪問介護(ホームヘルプサービス)および介護予防通所介護(デイサービス)が総合事業に移行し、地域の実情に合った事業サービスの提供が行われます。

現在、要支援1・要支援2の認定を受け、訪問介護、通所介護を利用している方は、引き続き同じ内容のサービスを利用できます。

※訪問介護と通所介護以外の予防給付(要支援者に対する福祉用具貸与や訪問看護、通所リハなどのサービス)に変更ありません。



総合事業のサービスを利用できる方

①要支援1・要支援2の認定を受けた方

②「基本チェックリスト」により総合事業対象者と判定された65歳以上の方
基本チェックリストは、25項目の質問に「はい」「いいえ」で答えていただく質問票です。その結果を踏まえて、総合事業対象者に該当するかどうかを判定します。

※総合事業以外の予防給付を利用する場合は、要支援認定が必要です。

■問 福祉課高齢介護班 ☎内線1187

5月の大型連休期間中のごみ収集

○可燃ごみ、資源ごみ: 祝日も収集します。

○容器包装プラスチック: 5月3日(水・祝)の収集は行いません。

集積所には次の週に出してください。

※平成29年度(4月から平成30年3月まで)の収集予定については、「生涯学習カレンダー」で確認できます。

■問 環境課環境班 ☎内線 1153

ともに復興へ

みんなが主役の

市民協働のまちづくり④6

■問 市民協働課協働推進班 ☎内線1281

平成29年度 地域まちづくり交付金事業(一般提案)の募集

■対象活動事業

平成29年6月1日(木)～30年2月28日(水)に実施する、市民の皆さんが自発的に取り組む公益的なまちづくりに関する活動や事業で分野は問いません。ただし、次の要件に該当する事業を除きます。

■除外要件

- (1)政治活動・宗教活動または主に営利を目的とした事業
- (2)国や市などからの助成または委託を受け、重複助成を制限されている事業

■対象団体

- (1)公益的な活動を行う、構成員が原則5人以上の団体
- (2)団体の定義として規約があること
- (3)東松島市民が参加またはメリットが受けられる内容であれば、団体所在地の市内外を問いません
- (4)東松島市まちづくりポータルサイト「e-コミ! ねっと」への団体登録(交付金申請と登録は同時で可)

■募集区分

交付金区分	対象事業	交付上限額	事業費に対する交付率	予算額	備考
地域まちづくり交付金(一般提案)	新規または継続事業	20万円	100%	120万円	新規・継続事業とも申請できますが、新規事業が有利に審査されます。

■対象経費 交付金の対象経費の例は次のとおりです

- ①報償費等…講師や専門家への謝礼や交通費など
- ②需用費…印刷費、原材料費、消耗品購入費、燃料費など
- ③役務費…郵送料、保険料など
- ④使用料…会議室、機材等のレンタル料金など
- ⑤備品購入…設備・機器などの備品購入は交付金額の1/4以内
- ⑥そのほか…事業の性質上必要と認められる経費 ※別途ご相談ください。

■応募方法 4月5日(水)～5月1日(月)まで、所定の申請書および事業計画書と団体の概要が分かる資料(例:総会資料、団体規約)を下記に提出ください
※申請書の様式は市ホームページに掲載しているほか、市民協働課でも設置しています。

■審査 5月25日(木)夜、公開プレゼンテーション形式により事業審査を行い交付の可否を決定します。なお、申請者から事業について5分以内でPRをしていただきます

■問 市民協働課協働推進班 ☎内線1283



▲地域住民によるイルミネーション(平成28年度実施事業)



▲福祉施設での着付け体験(平成28年度実施事業)

あったかいポータル & 蔵しっくパーク からのお知らせ

紅茶セミナー～今日から自宅で美味しい紅茶が楽しめます～

世界三大銘茶の飲み比べや紅茶の保存の仕方など、気軽に美味しい紅茶の淹れ方レッスンを受けてみませんか。

- 日時 4月8日(土)10時30分～12時30分
- 講師 仙台紅茶教室LilysTea 柴田リリ先生による出張教室
- 定員 15人
- 参加費 2,000円
- ※特に必要な持ち物はありません。



4月のポヌールマルシェ

- 日時 4月15日(土)10時～14時 ※毎月第3土曜日開催。雨天決行。
- 販売コーナー 新鮮野菜・美味しいお惣菜やスイーツ・多肉植物・エコクラフトなどハンドメイド作品がたくさんあります。座敷でゆっくりご覧ください。
- キッズプレイルーム ※予約不要。
- 入場料 100円(当日頂きます) ■対象 小学生以下のお子さん
- ※ベビー用マット完備。食べ物の持ち込みができますので、ママ友の交流にも利用してください。

■下記の問・申し込み ひと・まち交流館 ☎84-1770

くらっぱランド～こどもの国～

- ゴールデンウィークはここで決まり!
- 日時 4月29日(土・祝)11時～14時
- 子ども達がお店を出したり、ゲーム屋さんを出します。蔵しっくパークで一日楽しみましょう。美味しい食べ物コーナーもあります。
- こどもマルシェ こども店長を募集しています
- 店長募集 現在申込受付中です



5月のポヌールマルシェ&フリーマーケット

- 日時 5月20日(土)10時～14時 ※毎月第3土曜日開催。雨天決行。
- 販売コーナー ○キッズプレイルーム ○フリーマーケット出店者募集
- 出店料 1ブース:1,000円
- ※フリーマーケットは外での開催のため、荒天時中止の場合あり。
- 申し込み 4月4日(火)9時から、電話で下記に申し込みください。



市内8自治協議会 平成29年度総会のお知らせ

協議会名	開催日時(4月)	場所
赤井地区自治協議会	13日(木)19時	赤井市民センター
大曲まちづくり協議会	14日(金)18時30分	大曲市民センター
大塩自治協議会	25日(火)19時	大塩市民センター
矢本西コミュニティ協議会	26日(水)19時	矢本西市民センター
矢本ひがしネットワークコミュニティ	27日(木)19時	矢本東市民センター
小野地域まちづくり協議会	30日(日)19時	小野市民センター
宮戸コミュニティ推進協議会	未定	未定

※野蒜まちづくり協議会の総会は、3月26日(日)に終了しています。

■問 市民協働課地域支援班 ☎内線1287

東松島市内市民センター等の運営には、防衛施設とその周辺地域との調和を図ることを目的とした防衛省の補助事業が活用されています。

「東松島市まちづくり市民委員会」の委員を募集します

市では、市民が主役の「市民協働のまちづくり」に取り組んでいます。市民の皆さんが、やる気をもって地域活動をするための交付金として「地域まちづくり交付金制度」があります。その交付金対象事業について、活動内容や交付金額を審査する「まちづくり市民委員会」の委員を募集します。

- 募集人員 若干名
- 応募方法 4月3日(月)から17日(月)までに、応募用紙(市民協働課または市ホームページに掲載)に住所、氏名、年齢、性別、職業、応募理由および地域活動に関する意見を記入のうえ、応募してください。詳しい内容は担当に問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

■問 市民協働課協働推進班 ☎内線1283